

基盤地図情報の活用の促進

(概算要求額 20百万円)

【背景・目的】

平成19年5月30日「**地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)**」公布(8月29日施行)

平成20年4月15日に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画において、「誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる地理空間情報高度活用社会の実現を目指す」と記載

地理空間情報の活用推進に関する国の施策の企画、立案及び推進に当たって、産学官が連携・協力して施策の検討や事業の実施に取り組むことが必要であり、特に、基本測量及び公共測量においては、測量成果の相互利用や測量作業の調整等について、国と地域内で連携して、基盤地図情報の整備・更新・提供を進めることが必要

【施策の概要】

基盤地図情報の効率的な整備・提供を進めるためには、国の機関や地方公共団体等との連携強化を図り、また、広く産学官の関係者・有識者と連携し、相互活用における課題等の検討、活用推進のためのサポート体制及び支援の仕組みの構築を行う

【効果】

国と地方公共団体等との連携を図り、活用推進に関する具体的な施策を展開することによる、基盤地図情報の整備・更新・提供の推進

基盤地図情報の活用により、**行政の効率化、サービスの高度化**

情報発信サービスなどの**新産業や新サービスの創出**

迅速・的確な災害対応やユニバーサル社会実現による**利便性向上**

